

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

災 害 の あ っ た 日		1	平 ・ ・	当 期 繰 入 額	5	円
繰入 限度 額の 計算	費 用 の 見 積 額 の 合 計 額 (17の合計額)	2	円	繰 入 限 度 額 (4)	6	
	保 険 金 等 の 額 の 合 計 額 (18の合計額)	3		繰 入 限 度 超 過 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7	
	繰 入 限 度 額 (2) - (3)	4		期末災害損失特別勘定残高 (5) - (7)	8	
被 災 資 産 の 修 繕 等 の た め に 要 す る 費 用 の 見 積 額 の 明 細						
被 災 資 産 の 明 細	名 称 及 び 種 類 又は共通費用の費目					
	被 災 資 産 の 所 在 地					
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目					
	事業の用に供した年月日	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	
価 値 の 減 少 額	被 災 資 産 の 帳 簿 価 額	9	円	円	円	円
	被 災 資 産 の 価 額	10				
	価 値 の 減 少 額 (9) - (10)	11				
修 繕 費 用 等 の 見 積 額	翌 期 以 後 の 修 繕 費 用 等 の 見 積 額	12				
	再 取 得 価 額 等	13				
	未 償 却 残 額	14				
	被 災 資 産 の 価 額	15				
	差 引 見 積 額 (14) - (15)	16				
費用の見積額 (11)、(12) 又は(16)のうち多い額)		17				
翌期以後の保険金等の額		18				

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が、災害のあった日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）において、法人税基本通達12-2-6《災害損失特別勘定の設定》又は連結納税基本通達20-2-12《災害損失特別勘定の設定》に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。

なお、連結法人については、災害損失特別勘定への繰入れをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(注) 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書に記載します。

2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

3 「当期繰入額5」には、法人が当期において災害損失特別勘定として損金経理をした金額を記載します。

4 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「17」欄及び「18」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「9」欄から「16」欄までの記載を省略することができます。

(1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。

(2) 「価値の減少額」の「被災資産の帳簿価額9」には被災資産の当期末における帳簿価額を、「被災資産の価額10」には被災資産の当期末における時価を記載します。

(注) この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受けたものは含まれません。

(3) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年4月1日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

(イ) 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

(ロ) 土砂その他の障害物を除去するための費用

(ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被

災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）

(ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

(ホ) 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）

(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載することができます。

2 法人税基本通達7-7-2《有姿除却》又は連結納税基本通達6-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

3 法人税法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記(ロ)、(ニ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

ロ なお、上記イの修繕費用等の見積額は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もることとしてください。

ハ 「再取得価額等13」には、相当部分につき損壊等をした当該被災資産の当期末における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を記載します。

ニ 「未償却残額14」には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から当期末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ 「被災資産の価額15」には、当該被災資産の当期末における時価を記載します。

ヘ 「差引見積額16」には、「14」欄の金額から「15」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記のニからホを控除して算定する方法以外の合理的な算定方法によることも認められますので、その合理的な算定方法による場合には、それによって算出した修繕費用等の見積額を「16」欄に記載します。

(4) 「翌期以後の保険金等の額18」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。